

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八号）

要旨

本法律案は、昭和五十四年に原子力損害の賠償に関する法律が改正されてから九年が経過した現在、原子力損害賠償制度に係る内外の状況の進展等にかんがみ、さらに被害者の保護に万全を期するため、賠償措置額を引き上げ、また、原子力損害賠償補償契約及び国の援助に係る期限を延長する等の措置を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、賠償措置額の引き上げ

現在の原子力損害の賠償措置額一〇〇億円について、諸外国の例や民間責任保険の引受能力等を勘案し、これを三〇〇億円に引き上げることとする。

二、適用期限の延長

原子力損害の賠償に関する法律中の原子力損害賠償補償契約の締結及び国の援助に関する規定の適用期間が昭和六十四年十二月三十一日に切れるので、これを十年延長し平成十一年十二月三十一日までを開始された原子炉

の運転等に係る原子力損害について適用することとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、科学技術特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

原子力の開発利用を進めるに当たりましては安全の確保が大前提であることは申すまでもありませんが、さらに、万一の際に備え損害賠償制度を整備拡充し、被害者の保護に万全を期する必要があります。

このような観点から、本法律案は、現在の賠償措置額百億円を三百億円に引き上げるとともに、原子力の損害賠償補償契約の締結及び原子力事業者に対する国の援助に関する規定の適用期限である昭和六十四年十二月三十一日を平成十一年十二月三十一日まで延長するものであります。

委員会におきましては、賠償措置額の考え方、最近の原子力事故、原子力防災対策の実情等について質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、賠償措置額について、今後一層の引き上げに努めること等七項目にわたる附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

新技術開発事業団法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）

要旨

本法律案は、新技術開発事業団がこれまで実施してきた新技術の開発、また新技術の創製に資することとなる基礎的研究等に加え、新たに国際研究交流業務を付加するため所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、新たな業務の追加等に伴い新技術開発事業団の名称を「新技術事業団」に改め、法律の題名を「新技術事業団法」とする。

二、新技術事業団の目的に試験研究に係る国際交流の促進に関する業務を行うことを追加するとともに、業務の範囲に外国の研究者の受け入れに係る支援等の業務を追加する。

三、政府は、新技術事業団に土地、建物等を出資できるようにする。

四、事業団の理事長の諮問機関である開発審議会の審議事項に、国際研究交流に関する重要事項を追加することとし、これに伴い開発審議会の名称を「新技術審議会」に改め、委員の定数を五名増員する。

五、外国と共同して基礎的研究を行う場合に限り、研究者の雇用、総括責任者の指定等についての現行規定の適用を除外する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、科学技術特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、新技術開発事業団がこれまで実施してきた新技術の開発、新技術の創製に資することとなる基礎的研究等に加え、新たに国際研究交流業務を付加しようとするもので、そのため、新技術開発事業団の名称を新技術事業団に改め、また、同事業団の目的に試験研究に係る国際交流の促進に関する業務を加えとともに、業務の範囲に

外国の研究者の受け入れに係る支援、外国の研究者のための
の宿舍の設置・運営・国際交流に関する情報の提供等の業
務を追加するなど所要の改正を行うものであります。

委員会におきましては、基礎的研究の強化・充実の必要
性、国際研究交流の不均衡の実態、創造的人材の確保・育
成の方策、国立研究機関のあり方、研究インフラストラク
チャーの整備・改善等について質疑が行われましたが詳細
は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は賛成多数をもつ
て、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。